# その寄り道、通勤にはならないかも!?

### 「通勤」の定義とは

定義 上住居と就業の場所とのあいだを、合理的な経路で往復すること

※合理的な経路とは、必ずしも最短経路である必要はなく、社会通念上、通勤のため通常利用する経路のこと

根拠: 労災保険法 第7条、労災保険施行規則 第8条

## 通勤途中の寄り道のルール

原則 **通勤経路から外れたり(逸脱)、関係のない行動(中断)を**すると、そのあいだとその後の移動は通勤とは認められません。



通勤と認められなかった場合、万が一事故に遭ってしまっても、労災保険が適用されず、

治療費など自己負担になる可能性があります。

#### ルールの例外

法律で定められた、「**日常生活上必要なやむを得ない行為**」は例外として扱われます。 また、この例外的な寄り道の後、元の経路に戻れば、再び通勤とみなされます。



住居

## 寄り道を具体例で確認してみましょう!



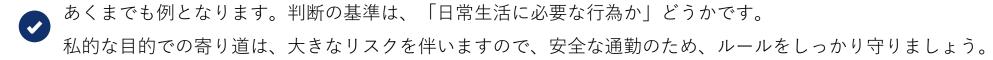
#### 寄り道が認められる場合

- 日用品の購入 (帰宅途中にあるスーパーでの買い物など)
- 子どもの送迎(保育園や学童 など)
- 選挙の投票
- 職業能力訓練の受講
- 病院での診察
- 要介護状態にある親族の介護



## **▲** 通勤と認められない寄り道

- レストランや喫茶店での飲食
- 映画鑑賞、カラオケなどの娯楽
- フィットネスジムや趣味の買い物
- 友人宅への訪問



#### Q&A

- ② 上司に誘われた飲み会の帰りは通勤になりますか?
  - A 任意参加の飲み会は業務ではなく私的行為になるため、会場から自宅までの移動は通勤にはなりません。
- Q 入院している家族のお見舞いは、通勤になりますか?
  - A 家族のお見舞いは私的な行為になるため、病院までの寄り道は通勤にはなりません。 ただし、要介護状態にある家族の介護のために立ち寄る場合は、例外として認められます。
- 会社に届出している通勤経路と違う道を通った場合、通勤とは認められませんか?
  - A 届出とは違う経路であっても、それが「合理的な経路」であれば通勤と認められます。